

フロン排出抑制法

第一種フロン類充填回収業登録事務の手引き

令和元年（2019年）5月

北海道環境生活部環境局気候変動対策課

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1 | フロンの概要 | |
| 1 | フロンの概要 | 1 |
| 2 | フロン排出抑制法の概要 | 2 |
| 3 | フロン排出抑制法における関係機関等の役割 | 6 |
| 第2 | 第一種フロン類充填回収業者 | |
| 1 | 対象となる製品 | 7 |
| 2 | 対象となる物質 | 7 |
| 3 | 登録を必要とする者 | 7 |
| 4 | 登録事業者の要件 | 7 |
| 5 | 登録申請の手続き | 8 |
| 6 | フロン排出抑制法施行に伴う経過措置 | 10 |
| 7 | 登録の更新手続 | 10 |
| 8 | その他の届出等 | 10 |
| 9 | 登録申請手数料 | 11 |
| 10 | 登録証の再交付申請及び返納等 | 11 |
| 11 | 充填基準、回収基準、運搬基準 | 11 |
| 12 | 充填量及び回収量等の記録、報告 | 14 |
| 13 | 運用の手引きについて | 15 |
| 14 | 第一種フロン類充填回収業登録担当部署（窓口） | 16 |
| 資料1 | 申請書類一覧表 | 17 |
| 資料2 | 登録番号の取扱 | 18 |
| 資料3 | 道内のフロン類破壊業者 | 19 |
| 資料4 | 様式集 | 20 |
| 資料5 | 申請書事前確認事項 | 30 |

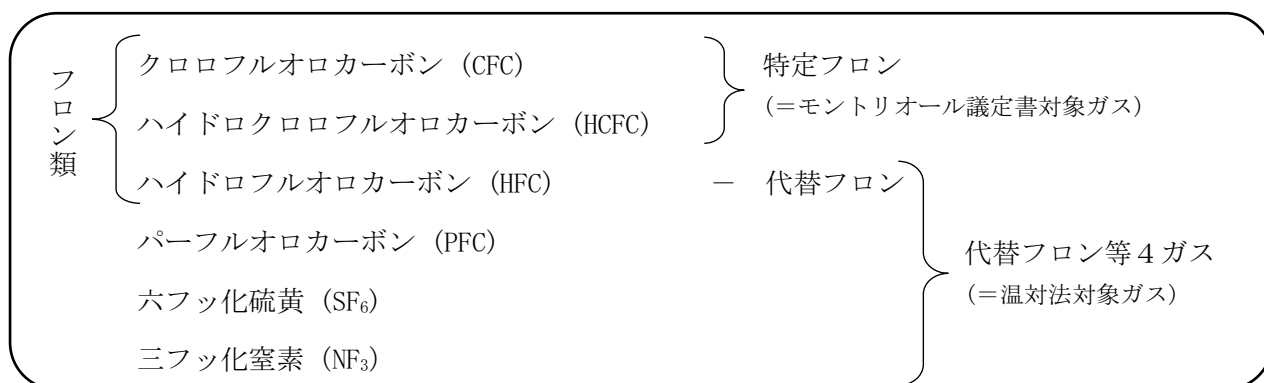
第1 フロンの概要

1 フロンの概要

(1) フロンとは

フロンはフルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称であり、「クロロフルオロカーボン(CFC)」、「ハイドロフルオロカーボン(HCFC)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」をフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)ではフロン類と呼んでいます。

また、HFCに、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六フッ化硫黄(SF₆)」、「三フッ化窒素(NF₃)」を加えた4つの物質群を代替フロン等4ガスといい、地球温暖化への影響度が大きい物質として位置づけられている。



(2) フロンの用途

フロンは、その優れた特性から、経済や社会の発展、国民生活の向上に大きく貢献してきた。1930年代、家庭用冷蔵庫の冷媒として、1940年代、殺虫剤の噴射剤として使用されて以来、エアコンや冷蔵庫などに使われる冷媒のほか、建物に使用されている断熱材の発泡剤、電気・電子部品等の工業用洗浄剤、エアゾールの噴射剤、消火剤、半導体エッチング剤等の幅広い分野で使用されている。

【主な種類と用途】

| 種類 | 製品 | 主な用途 | オゾン破壊係数(ODP) | 地球温暖化係数(GWP) | 備考 |
|-----------|---------|-------------------------------|--------------|--------------|---|
| CFC | R11 | ビル等の大型空調機の冷媒、断熱材の発泡剤 | 1.0 | 4750 | オゾン層破壊物質 1995年末で生産全廃(先進国) |
| | R12 | カーエアコン、自動販売機、家庭用冷蔵庫の冷媒 | 1.0 | 10900 | |
| | R113 | 電子機器や精密機器の洗浄剤 | 1.0 | 6130 | |
| HCFC | R22 | 家庭用ルームエアコン、業務用冷凍空調機器の冷媒 | 0.055 | 1810 | オゾン層破壊物質 破壊係数はCFCより小 2019年末で生産全廃予定(先進国) |
| | R123 | 冷媒 | 0.02 | 77 | |
| | R141b | 発泡剤、洗浄剤 | 0.11 | 725 | |
| | R142b | 発泡剤 | 0.065 | 2310 | |
| HFC | R32 | 冷媒 | 0 | 675 | 代替フロン オゾン層を破壊しないが、高い温室効果 |
| | R125 | 冷媒 | 0 | 3500 | |
| | R134a | カーエアコン、家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の冷媒等、スプレー | 0 | 1430 | |
| | R143a | 冷媒 | 0 | 4470 | |
| | R152a | スプレー、冷媒 | 0 | 124 | |
| | R245fa | 発泡剤 | 0 | 1030 | |
| | R227ea | 消火剤 | 0 | 3220 | |
| | RC447ef | 洗浄剤 | 0 | 250 | |
| R43-10mee | 洗浄剤 | 0 | 1640 | | |
| R365mfc | 発泡剤、洗浄剤 | 0 | 794 | | |

(3) フロン対策の歴史

フロンは、1920年代に開発されて以来、冷凍空調機器等の冷媒をはじめ、様々な分野において使用されてきた。しかし、1974年(昭和49年)、カリフォルニア大・ローランド教授がフロンによるオゾン層減少と人類生態系に与える影響を指摘したことを契機に、オゾン層破壊の原因としてフロンによる環境影響が懸念され始めた。そのため、1985年(昭和60年)にオゾン層保護のための国際条約(ウィーン条約)、1987年(昭和62年)にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書が採択され、CFC、HCFC等の生産規制等が決まった。

1990年代からは、オゾン層を破壊しないHFC等への代替が始まるとともに、1992年(平成4年)に気候変動枠組条約が締結、1997年(平成9年)に京都議定書が採択され、地球温暖化対策の観点から排出量抑制に向けた取組が始まった。これらの国際条約の締結等に伴い、国内でも個別の法規制が整備されるとともに、業界団体の自主行動計画によってフロン対策が積極的に進められた。また、技術開発により、地球温暖化への影響度が低いフロンを使用した製品又はフロンを使用しない製品の開発が進められ、包括的なフロン対策が進められている。

- ・ 1988年(昭和63年) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法) 公布
- ・ 2001年(平成13年) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法) 公布
- ・ 2007年(平成19年) フロン回収・破壊法 改正
行程管理制度の導入、整備時の回収義務の明確化 等を新たに規定
- ・ 2013年(平成25年) フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) 公布
機器ユーザーによる点検、充填に関する基準 等を新たに規定
- ・ 2015年(平成27年) フロン排出抑制法の全面施行

2 フロン排出抑制法の概要

(1) 目的(第1条関係)

この法律は、フロン類の大气中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとした。

(2) 定義(第2条関係)

①フロン類

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質

②フロン類使用製品

フロン類が冷媒その他の用途に使用されている機器その他の製品

③指定製品

フロン類使用製品のうち、特定製品その他我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制を推進することが技術的に可能なものとして政令で定めるもの

④第一種特定製品

冷媒としてフロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

⑤第二種特定製品

自動車リサイクル法に規定する特定エアコンディショナー

⑥使用の合理化

フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう

⑦製造等

フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為、輸入する行為及びこれらの行為を他の者に対し委託をする行為をいい、製造等を業として行う者を「製造業者等」という

⑧使用等

フロン類使用製品を使用すること、フロン類使用製品の整備を行う者に整備させること及びフロン類使用製品を廃棄すること又は全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として譲渡することをいう

⑨管理者

フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう

⑩管理の適正化

特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることをいう

⑪第一種フロン類充填回収業

第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、第一種フロン類充填回収業を行うことについて都道府県知事の登録を受けた者を「第一種フロン類充填回収業者」という

⑫第一種フロン類再生業

第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことをいい、第一種フロン類再生業を行うことについて主務大臣の許可を受けた者を「第一種フロン類再生業者」という

⑬フロン類破壊業

特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことをいい、フロン類破壊業を行うことについて主務大臣の許可を受けた者を「フロン類破壊業者」という

(3) 指針(第3条関係)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めることとした

(4) 責務(第4条から第8条関係)

①製造業者等

フロン類代替物質の開発等に努め、指定製品の製造業者等は、フロン類代替物質を使用した製品の開発、指定製品の使用等に際して排出されるフロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度の低減等に努め、特定製品の製造業者等は、フロン類代替物質を使用した製品の開発を行うように努めるものとする

②管理者

使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努め、特定製品の管理者は、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるもの

とすること

③第一種フロン類充填回収業者等

その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならないものとする

④国

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう、指定製品及び特定製品の管理者の理解と協力を得るための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする

⑤地方公共団体

国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする

(5) 第一種特定製品管理者の講ずべき措置

①管理者の判断の基準(第16条関係)

主務大臣は、第一種特定製品の管理者が管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置に関して第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする

②算定漏えい量等の報告(第19条関係)

第一種特定製品の管理者（フロン類算定漏えい量が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。）は、毎年度、フロン類算定漏えい量その他の事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業所管大臣に報告しなければならないものとする

(6) 第一種フロン類充填回収業者の登録(第27条から第36条関係)

第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした

(7) 第一種特定製品整備者の充填の委託義務等(第37条関係)

第一種特定製品整備者は、第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならないこととするとともに、第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填に関する基準に従い充填を行わなければならないこととした

(8) 第一種特定製品整備者の引渡義務(第39条関係)

第一種特定製品整備者は、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならないこととするとともに、第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の回収に関する基準に従い回収を行わなければならないこととした

また、第一種特定製品整備者は、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を回収させた場合において、再び冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないこととし、引取を求められた第一種フロン類充填回収業者は、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないこととした

(9) 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務(第41条関係)

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならないこととした

(10) 特定解体工事元請業者の確認及び説明(第42条関係)

建物解体工事の元請業者は、その建物に、第一種特定製品が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないこととした

(11) 第一種フロン類充填回収業者の引取義務(第44条関係)

第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接又は第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないこととした

(12) 第一種フロン類回収業者の引渡義務(第46条関係)

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類を引き取ったときは、再生をするなどの場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、引き渡さなければならないこととした

(13) 第一種フロン類再生業者の許可(第50条から第57条関係)

第一種フロン類再生業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けることとした

(14) 第一種フロン類再生業者の再生義務等(第58条から第60条関係)

第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取った場合において、再生に関する基準に従って、再生を行わなければならないとし、再生をされなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、引き渡さなければならないこととした

また、第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、再生証明書を第一種フロン類充填回収業者に交付しなければならないこととし、再生量等に関し、記録を作成、保存し、年度ごとに主務大臣に報告することとした

(15) フロン類破壊業者の許可(第63条から第68条関係)

特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けることとした

(16) フロン類破壊業者の義務(第69条から第71条関係)

フロン類破壊業者は、フロン類の引取を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを引取、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊するとともに、破壊証明書を交付しなければならないこととし、破壊量等に関し、記録を作成、保存し、年度ごとに主務大臣に報告することとした

(17) 費用負担

①第一種フロン類充填回収業者の費用請求等(第74条関係)

第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、フロン類の回収等の費用に関し、適正な料金を請求することができ、第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者は、当該費用を負担することとした

②第一種フロン類再生業者の費用請求等(第75条関係)

第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生に要する費用に関して、第一種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができ、第一種フロン類充填回収業者は、その請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとした

(18) フロン類の放出の禁止等(第86条、第87条関係)

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこととし、製造業者等は特定製品に、フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと等を表示しなければならないこととした

(19) 検討(改正法附則第11条関係)

政府は、フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合において、法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした

3 フロン排出抑制法における関係機関等の役割

| 機関等 | 役割 |
|---------------|---|
| 国 | <ul style="list-style-type: none">・フロン類の排出抑制のための指針の作成・第一種フロン類再生業者の許可・フロン類破壊業者の許可・フロン類に関する情報の提供・教育及び学習の振興・研究開発の促進 |
| 道 | <ul style="list-style-type: none">・第一種フロン類充填回収業者の登録・第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類充填回収業者に対する報告徴収、立入検査、指導、助言、勧告及び命令 |
| 第一種特定製品の管理者 | <ul style="list-style-type: none">・管理者の判断の基準の遵守・一定量以上(1,000t-CO₂以上)のフロンの漏えいがある場合の事業所管大臣への報告 |
| 第一種特定製品整備者 | <ul style="list-style-type: none">・第一種特定製品のメンテナンス、故障時の修理など・整備時における第一種フロン類充填回収業者への引渡 |
| 第一種特定製品廃棄等実施者 | <ul style="list-style-type: none">・廃棄時における第一種フロン類充填回収業者への引渡 |
| 第一種フロン類充填回収業者 | <ul style="list-style-type: none">・第一種特定製品廃棄時におけるフロン類の回収・第一種特定製品整備時におけるフロン類の充填及び回収・充填・回収の基準に従った充填・回収・充填証明書、回収証明書、引取証明書の交付・第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者への回収したフロン類の引渡及び管理者等への再生証明書、破壊証明書の回付・充填・回収の相手方、充填・回収量等の記録保存及び知事への報告 |
| 第一種フロン類再生業者 | <ul style="list-style-type: none">・再生の基準に従った再生・再生されなかったフロン類の破壊業者に対する引渡・再生証明書の交付・再生量等の記録保存、主務大臣への報告 |
| フロン類破壊業者 | <ul style="list-style-type: none">・第一種フロン類充填回収業者、再生業者からのフロン類の引取義務・破壊の基準に従った破壊・破壊証明書の交付・破壊量等の記録保存、主務大臣への報告 |

第2 第一種フロン類充填回収業

1 対象となる製品

対象となる製品（「第一種特定製品」という。）は、冷媒としてフロン類が充填されている次の製品です。

- (1) 業務用エアコンデショナー
- (2) 業務用冷蔵機器・冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

2 対象となる物質

この法律において「フロン類」とは、次の物質です。

- (1) CFC（クロロフルオロカーボン）
- (2) HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）
- (3) HFC（ハイドロフルオロカーボン）

3 登録を必要とする者

第一種特定製品の整備時に冷媒用のフロン類を充填すること、第一種特定製品の整備時又は廃棄時に冷媒用のフロン類を回収することを業として行う者は、第一種フロン類充填回収業者として業務の行う地域を管轄する知事の登録を受けなければなりません。

4 登録事業者の要件

登録を受けようとする者は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 道内において第一種特定製品から冷媒用のフロン類を充填及び回収しようとする業者であること。
- (2) 回収しようとする特定機器のフロン類の種類及び量等に応じたフロン類を回収できる能力のあるフロン類回収設備を有すること（所有又は使用ができる権原を有していること）。
充填のみ行う業者であっても、フロン類回収設備の所有又は必要なときに使用できる権原を有している必要があります。
- (3) 次の登録の基準に適合していること。

【登録の基準】（規則第9条）

- ① フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること
- ② 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること
- ③ 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が50kg以上のものがある場合には、第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、200g/min以上のフロン類を回収できるものであること

- (4) 次の①から⑥までの事項に該当しないこと。

【登録の欠格要件】（法第29条）

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② フロン排出抑制法の規定若しくは自動車リサイクル法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

- ④ 登録業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ⑤ 業務の停止を命ぜられ、停止の期間が経過しない者
- ⑥ 法人であって、その役員のうちに①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

5 登録申請の手続き

(1) 第一種フロン類充填回収業の登録申請

第一種フロン類充填回収業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び添付書類に掲げる書類を添えて、北海道知事に提出してください。

① 申請書（規則様式第1）

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事業所の名称及び所在地

ウ 第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類

エ 第一種特定製品へのフロン類の充填及びフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力、台数

オ 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨

カ フロン類の充填及び回収について十分な知見を有する者の氏名等

※ 事業所が複数ある場合には、事業所ごとにイからオまでに掲げる事項を記載した用紙を添付すること。

※ 事業所が複数の(総合)振興局に存在する場合、申請者の住所地を管轄する(総合)振興局に一括して申請すること。

※ 申請者の住所が道外の場合の申請先は次のとおりです。

a. 道内に事業所がある場合

・ 事業所が1ヶ所の場合 当該事業所所在地を管轄する(総合)振興局

・ 事業所が複数の場合 主要な事業所・営業所等の所在地を管轄する(総合)振興局

b. 道内に事業所がない場合 石狩振興局

② 添付書類

ア 本人を確認できる書類（それぞれ、そのコピーは不可）

・ 個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し

・ 法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書

イ フロン類回収設備の所有権又は使用权を有することを示す書類

・ 所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書のうちいずれかの写し

・ 所有権を有していない場合には、使用权を有することを示す書類として、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちいずれかの写し

ウ フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

・ 申請書に記載された以下の項目について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

【フロン類回収設備の種類】

・ CFC用

・ HCFC用

・ HFC用

- ・CFC、HCFC兼用
- ・CFC、HFC兼用
- ・HCFC、HFC兼用
- ・CFC、HCFC、HFC兼用

【フロン類回収設備の能力】

- ・200g/min未満
- ・200g/min以上

エ 申請者等が法で規定する登録の欠格要件(4(4)参照)に該当しないことを証明する書類
申請者等が法第29条第1項各号に該当しないことを誓約した旨の書面(別紙誓約書)を添付してください

オ フロン類の充填・回収について十分な知見を有する者を証明する書類の写し等

【十分な知見を有する者】

○充填

- 冷媒フロン類取扱技術者
- 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習*を受講した者

- 一定の資格等
- ・冷凍空調技士 (日本冷凍空調学会)
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) (高圧ガス保安協会)
 - ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械以外)であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
 - ・冷凍空気調和機器施工技能士 (中央職業能力開発協会)
 - ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - ・自動車電気装置整備士

- 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習*を受講した者

十分な実務経験 例：日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を順守し、違反したことがない技術者

* 「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」とは、充填時に求められる冷凍空調の基礎、使用機器の構造・機能、冷媒配管、運転・診断、漏えい点検・修理に関する知識についての講義及び考査のことをいいます。

環境省及び経済産業省が当該講習に係る適正性を確認しており、以下のWebサイトで確認した講習を公表しています。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html

○回収

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・冷凍空気調和機器施工技能士
- ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・冷凍空調技士
- ・技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ・自動車電気装置整備士(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)

6 フロン排出抑制法施行に伴う経過措置

フロン排出抑制法施行前(平成27年(2015年)4月1日より前)のフロン回収・破壊法第9条第1項の登録を受けていた「第一種フロン類回収業者」は、フロン排出抑制法施行後のフロン排出抑制法第27条第1項の「第一種フロン類充填回収業者」としての登録を受けたものとみなされます。この際、当該事業者は、特段の手続きを行う必要はありません。

なお、「第一種フロン類充填回収業者」としての登録を受けたものとみなされた場合の「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」については、第一種フロン類回収業者として登録を受けている「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」に関わらず、全ての第一種特定製品の種類及びフロン類の種類について充填の業務を行うことが可能です。

7 登録の更新手続

第一種フロン類充填回収業の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失います。登録の更新は、原則、現在の登録期間が満了する日の3ヶ月前の日以降の開庁日から受け付けます。

更新の申請書や添付書類については、「5 登録申請の手続き」と同様です。

8 その他の届出等

(1) 変更届出

登録を受けた者が、次の事項を変更した場合は、変更の発生した日から30日以内に変更届出書(規則様式第2)を提出しなければなりません。

[変更届出を必要とする事項]

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- エ 第一種特定製品へのフロン類の充填及びフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力、台数*
- オ 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨

* 設備の「台数」について、登録申請書に記載した同一の「設備の種類」のフロン類回収設備が増加した場合は届出不要です(例えば、「HCFC用」1台を所有していたが、「HCFC用」1台を追加し、「HCFC用」が2台となった場合など)。

一方、例えば「CFC用」1台のみを所有していたところ、「HCFC」1台を追加した場合は届出が必要となります。

また、設備の「能力」について、登録申請書に記載した回収しようとするフロン類の種類ごとの「フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品」の取扱い状況を変更した場合は届出が必要であり、変更しない場合には届出不要です。

※ 添付書類(5(1)②参照)

- アの場合 本人を確認できる書類
- ウ、エの場合 フロン類回収設備の所有権又は使用权を有することを示す書類
フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

(2) 廃業等の届出

第一種フロン類充填回収業を廃止した場合や法人が合併により消滅した場合、法人が解散した場合など、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。

また、廃業等の届出に際しては、その事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況について、併せて報告が必要となります。(「12 充填量及び回収量の記録、報告」参照)

[廃業等届出が必要な場合と届出者]

- ① 第一種フロン類充填回収業者(個人登録)が死亡した場合 ~ その相続人
- ② 法人が合併により消滅した場合 ~ その法人を代表する役員であった者
- ③ 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 ~ その破産管財人
- ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 ~ その清算人
- ⑤ その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 ~ 第一種フロン類充填回収業者であった個人 又は
第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

9 登録申請手数料

第一種フロン類充填回収業の登録、更新の申請にあたっては、手数料が必要となります。

手数料は、北海道収入証紙により納付してください。

なお、変更届出、廃業等届出には、手数料は不要です。

○ 登録の申請(新規登録) 5,250円

○ 登録の更新 5,250円

※ 北海道収入証紙の販売所については、道のWebサイトなどでご確認ください。

なお、道外の方で北海道収入証紙が購入できない場合は、申請窓口にお問合せください。

北海道収入証紙販売所 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.htm>

10 登録証の再交付申請及び返納等

登録を受けた者が、登録通知書又は登録証(登録証等)を破損・汚損又は亡失のため登録証等の再交付又は変更届出により登録証等の書換を受けようとするときは、登録を受けた(総合)振興局に申請してください。

この場合、破損・汚損した又は書換を受けようとする当該登録証等を添付してください。

なお、登録証等の亡失により再交付を受けた場合、亡失した登録証を発見したときは、直ちに主管(総合)振興局に返納してください。

11 充填基準、回収基準、運搬基準

充填回収業者は、第一種特定製品にフロン類を充填するとき、第一種特定製品からフロン類を回収するとき、及びフロン類を運搬するとき、それぞれ充填基準、回収基準及び運搬基準を遵守する必要があります。なお、運搬基準の遵守については、充填回収業者から委託を受けて運搬する者にも適用されます。

(1) 充填基準

不適切な充填による漏えい防止、整備不良の機器を放置したまま冷媒の漏えい箇所等が修理されず冷媒が充填され続けることによる漏えい防止、異種冷媒の混入防止等の観点から、第一種フロン類充填回収業者が充填の際に遵守すべき基準が定められています。

[フロン類の充填に関する基準](規則第14条)

- 1 第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、

外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第3号において「充填前の確認」という。）すること。

イ 第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無

ロ 漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下この条において「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

2 前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ 漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

ロ 漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性

ハ 故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性

3 第1号の充填前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項

（1）当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

（2）当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

4 人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、1回に限り充填を行うことができる。

5 充填しようとするフロン類の種類が法第87条第3号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

6 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

7 フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

- 8 必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。
- 9 フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

(2) 回収基準

フロン類の回収の実効性の確保のため、充填回収業者が回収の際に遵守すべき基準を定めるものです。

フロン類の回収は、第一種特定製品に充填されているフロン類の圧力、充填量に応じて、冷媒回収口の圧力が所定の圧力以下になるまで吸引することが必要となります。

また、回収方法について十分な知見を有する者が回収を行う、あるいは、回収に立ち会うことが定められています。

[フロン類の回収に関する基準] (規則第40条)

- 1 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第1の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第39条第1項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- 2 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表1

| フロン類の圧力区分 | 圧力 |
|--|---------|
| 低圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの） | 0.03MPa |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充填量が2kg未満のもの） | 0.1MPa |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であつて、フロン類の充填量が2kg以上のもの） | 0.09MPa |
| 高圧ガス（常用の温度での圧力が2MPa以上のもの） | 0.1MPa |

(3) 運搬基準

フロン類の漏えいを防ぐため、回収したフロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めています。この運搬基準は充填回収業者だけでなく、充填回収業者から委託を受けて運搬を行う者（一般運送業者など）にも適用されます。

[フロン類の運搬に関する基準] (規則第50条)

- 1 回収したフロン類の移充填（回収したフロン類を充填する容器（以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- 2 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

12 充填量及び回収量の記録、報告

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の種類ごとに、充填した量及び回収した量、再生をした量、再生業者及び破壊業者に引き渡した量、再利用した量等について、記録を作成、保存し、知事への報告をしなければなりません。

(1) 充填量及び回収量等の記録

次の事項について、記録を作成し5年間保存しなければなりません。

なお、この記録は、電磁的な方法により作成し、保存することができます。

[記録を必要とする事項] (規則第51条)

①第一種特定製品の整備が行われる場合

- ・冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

②第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合

- ・整備が行われる場合又は廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日、
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量（整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

③法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合

- ・フロン類を再生をした年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量
- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該再生をしたフロン類を充填した量

●共通事項

- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類を規則第49条第1号に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・規則第49条第2号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

※ 記録する内容のうち「フロン類の種類」については、CFC、HCFC、HFCの区分のみならず、冷媒番号（R12、R134a等）を付記しても構いません（例：CFC(R12)）。

また、「第一種特定製品の種類」についても同様に、日本商品分類名等の細かい分類（例えば、除湿器、ショーケース、等）を付記しても構いません（例：エアコンディショナー（除湿器）、冷凍・冷蔵機器（ショーケース））。

(2) 知事への報告

次の事項を記載した報告書（規則様式第3）を毎年度終了後45日以内（5月15日まで）に、知事に提出しなければなりません。

また、第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出をする者は、届出とあわせて廃業等の事由の生じた日の属する年度について、知事に提出しなければなりません。

[知事への報告事項]（規則第52条）

道内で業務を行ったものに係る次の事項

- ① 設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、前年度に充填した第一種フロン類特定製品の種類ごとの台数、フロン類の種類ごとの量（回収した後に当該第一種フロン類特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
- ② 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数、回収したフロン類の種類ごとの量（整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）
- ③ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量
- ④ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑤ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑥ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合における再生をしたフロン類の種類ごとの量及び当該再生をしたフロン類を充填した量
- ⑦ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において規則第49条第1号に規定する場合において引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ⑧ 整備が行われた場合又は廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
- ⑨ 規則第49条第2号に規定する場合にあっては、その行為を行った第一種フロン類充填回収業者が登録を受けた都道府県ごとに、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

13 運用の手引きについて

この手引きのほか、環境省及び経済産業省から「充填回収業者等に関する運用の手引き」が公表されていますので、参考にしてください。

環境省Webサイト http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

14 第一種フロン類充填回収業登録担当部署（窓口）

第一種フロン類充填回収業登録は、事業所の住所地を所管する（総合）振興局保健環境部環境生活課に申請してください。

事業所が複数の（総合）振興局に存在する場合は、申請者の住所地を管轄する（総合）振興局に一括して申請してください。

また、申請者の住所が道外の場合の申請先は次のとおりです。

a. 道内に事業所がある場合

- ・事業所が一ヶ所の場合 当該事業所所在地を管轄する（総合）振興局
- ・事業所が複数の場合 主要な事業所の所在地を管轄する（総合）振興局

b. 道内に事業所がない場合 石狩振興局

| 総合振興局等名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|------------|---|----------------------|
| 空知総合振興局 | 〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 | 0126-20-0042 (直通) |
| 石狩振興局 | 〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 | 011-204-5822 (直通) |
| 後志総合振興局 | 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 | 0136-23-1352 (直通) |
| 胆振総合振興局 | 〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル | 0143-24-9575 (直通) |
| 日高振興局 | 〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56 | 0146-22-9253 (直通) |
| 渡島総合振興局 | 〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 | 0138-47-9437 (直通) |
| 檜山振興局 | 〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 | 0139-52-6493 (直通) |
| 上川総合振興局 | 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 | 0166-46-5921 (直通) |
| 留萌振興局 | 〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 | 0164-42-8432 (直通) |
| 宗谷総合振興局 | 〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 | 0162-33-2921 (直通) |
| オホーツク総合振興局 | 〒093-8585 網走市北7条西3丁目 | 0152-41-0629 (直通) |
| 十勝総合振興局 | 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 | 0155-27-8527 (直通) |
| 釧路総合振興局 | 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 | 0154-43-9153 (直通) |
| 根室振興局 | 〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 | 0153-23-6820 (直通) |

○第一種フロン充填回収業登録全般に関するお問合せ先

| | | |
|---------------------|----------------------------|----------------------|
| 環境生活部環境局 気候変動対策課 | 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 | 011-204-5190 (直通) |
|---------------------|----------------------------|----------------------|